

【判決要旨】

平成17年(ワ)第9325号, 同第22422号損害賠償等請求事件

民事第24部合議A係 (担当裁判官: 矢尾渉, 澤野芳夫, 長博文)

【判決言渡期日】

平成21年3月12日午後2時00分 (103号法廷)

【当事者】

原告 から合計31名

被告 東京都, 東京都教育委員会, 株式会社産業経済新聞社,
田代博嗣 (東京都議), 土屋敬之 (同), 古賀俊昭 (同)

【主文】 (認容合計額: 210万円)

- 1 原告らの被告東京都教育委員会に対する訴えを却下する。
- 2 被告東京都, 被告田代博嗣, 被告土屋敬之及び被告古賀俊昭は, 連帯して, 原告 及び原告 に対し, それぞれ5万円及びこれに対する被告土屋敬之については平成17年7月24日から, その余の被告らについては同月23日から, 各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告東京都は, 原告 , 原告: , 原告: , 原告: , 原告 , 原告: , 原告: , 原告: 及び原告 に対し, それぞれ20万円及びこれに対する平成17年7月23日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告東京都は, 原告 に対し, 20万円及びこれに対する平成17年11月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 原告らの被告東京都, 被告田代博嗣, 被告土屋敬之及び被告古賀俊昭に対す

るその余の請求並びに被告株式会社産業経済新聞社に対する請求をいずれも棄却する。

6 訴訟費用は、原告、及び原告に生じた費用の各30分の1並びに被告東京都、被告田代博嗣、被告土屋敬之及び被告古賀俊昭に生じた費用の各300分の1を被告東京都、被告田代博嗣、被告土屋敬之及び被告古賀俊昭の負担とし、原告、原告、原告、原告、原告、原告、原告、原告、原告、原告及び原告に生じた費用の各30分の1並びに被告東京都に生じた費用の15分の1を被告東京都の負担とし、その余は原告らの負担とする。

7 この判決の第2項ないし第4項は、本判決が同各項記載の各被告に送達された各日からそれぞれ14日を経過したときは、当該被告に対して仮に執行することができる。

【事案】

原告らは、東京都立七生^{ななお}養護学校（以下「本件養護学校」という。）の教員であった者29名と在校生又は元在校生の保護者2名である。

原告らは、

- ① 東京都議会議員の被告田代博嗣（以下「被告田代」という。）、同土屋敬之（以下「被告土屋」という。）及び同古賀俊昭（以下「被告古賀」といい、被告田代及び被告土屋と併せて、「被告都議ら」と総称する。）が、平成15年7月、東京都議会の一般質問において本件養護学校の性教育の内容が学習指導要領に違反して不適切であると指摘し、本件養護学校に赴いて保健室に保管されていた性教育用教材を視察し、教材や性教育の内容に関して保健室にいた教員らを批判するなどしたこと、
- ② 被告東京都教育委員会（以下「被告都教委」という。）が、被告都議らの上記一般質問に対して本件養護学校の性教育が不適切であることを認める答

弁をし、被告都議らの上記視察に同行して本件養護学校の性教育用教材を不適切なものとして被告都教委に所管換えし、本件養護学校の教員である原告らに対して不適切な性教育をしたとの理由で厳重注意をし、配置転換をするなどしたこと、

- ③ 被告株式会社産業経済新聞社（以下「被告産経」という。）の記者が、被告都議らの上記視察に同行して取材し、その発行する新聞に本件養護学校の性教育を「過激な性教育」と評する記事を掲載して原告らの名誉を毀損するなどしたこと

が、教育基本法（平成18年法律第120号による廃止前の教育基本法（昭和22年法律第25号。以下「旧教基法」という。）10条1項にいう「不当な支配」に当たり、被告らのこれら一連の行為によって原告らの本件養護学校における教育の自由等が侵害されたと主張して、次の各請求をしている。

- (a) 被告都教委を除く被告らに対して、国家賠償法1条1項、民法709条、719条1項の共同不法行為による損害賠償請求権に基づき、各原告につきそれぞれ慰謝料99万円（総額3069万円）とこれに対する訴状送達の日
の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払
- (b) 被告東京都と被告都教委に対して、教員として有する教材使用权等に基づき、性教育用の教材や授業記録等の返還
- (c) 被告産経に対して、民法723条に基づく名誉回復措置として、謝罪広告の掲載

【争点】

- 1 被告都議ら、被告都教委及び被告産経の行為は、本件養護学校の性教育に対する不当な支配を行い、原告らの教育の自由等を侵害したものであるとして、憲法13条、23条、26条及び旧教基法10条に違反し、国家賠償法1条1項の違

法行為及び民法709条の不法行為に該当するか。(争点1)

- 2 原告らは、教材使用权等の権利に基づいて、被告東京都及び被告都教委に対して、本件養護学校から被告都教委に所管換えされた教材等の返還を請求することができるか。(争点2)
- 3 原告らは、被告産経に対して、本件養護学校の性教育を報じた産経新聞の記事が原告らの名誉を毀損するものとして、損害賠償又は謝罪広告掲載を請求することができるか。(争点3)
- 4 原告らに生じた損害(争点4)

【理由の要旨】

1 争点1について

(1) 被告らの共同行為による原告らの教育の自由の侵害の主張について

原告らは、被告らの共同の行為によって本件養護学校において従前の性教育を継続できなくなったことなどによって原告らの「教育の自由」が侵害されたと主張するが、本件養護学校の性教育の内容が変更されて原告らが従前と同様の性教育を行えなくなったとしても、それは、被告都教委の適法な権限に基づく指導、助言によって本件養護学校の年間指導計画が変更されたことによるものであり、原告らの上記主張には理由がない。

(2) 被告都議らの原告教員らに対する侮辱による名誉感情の侵害の主張について

被告都議らは、本件養護学校の保健室を視察した際、本件性教育を実践している養護教諭である主文第2項記載の原告らに対し、本件性教育の内容が学習指導要領に違反し児童生徒の発達段階を踏まえない不適切なものであると決めつけた上、一方的に、本件性教育の内容について批判、非難し、「こういう教材を使うのをおかしいと思わなかったのですか。」「感覚が麻痺しているよ。」などと同原告らの教員としての資質や人格を否定的に評価する

言辞を申し向けた。このような批判や非難は、同原告らに対して人事権を持ち、かつ、被告都議らが都議会での質問等を通じて影響力を行使し得る被告都教委の職員のほか、三苫校長や教頭という本件養護学校の管理職がおり、そのために、上記原告らが自由に反論をすることが困難な状況の下で行われたものであり、被告都議らは同原告らがそのような状況の下にあることを認識し、又は容易に認識し得た。

被告都議らは、本件養護学校に通う児童生徒らの保護者とは異なり、本件養護学校の教育の内容や方針について個別的、具体的な利害関係を有する立場にはなく、本件養護学校の教員がその児童生徒らに対する教育の内容及び方針を検討する上で、被告都議らによる一方的な批判や非難を保護者らによるそれと同様に受忍しなければならない理由はないというべきである。

以上の点を考慮すると、被告都議らの上記行為は、上記原告らに対する侮辱によって上記原告らの名誉感情を侵害したものであり、被告都議らは、上記原告らに対して、民法709条の不法行為責任を負う。

(3) 被告都教委の原告教員らに対する保護義務違反の主張について

被告都議らが本件視察の際に保健室において原告A及び原告Bを批判し、非難した行為は、政治家である被告都議らがその政治的な主義、信条に基づき、本件養護学校の性教育に介入・干渉するものであり、本件養護学校における教育の自主性を阻害しこれを歪める危険のある行為として、旧教基法10条1項の「不当な支配」に当たる。被告都議らの視察に同行した被告都教委の職員らには、このような被告都議らによる「不当な支配」から本件養護学校の個々の教員を保護する義務があった。

ところが、被告都教委の職員らは、本件視察に同行した被告都教委の職員は、視察の対象となった保健室に主文第2項記載の原告らがいるままの状態被告都議らによる保健室の視察を開始させ、途中、被告都議らが直接同原告らに対して本件性教育の内容の批判や非難を始めたのに、これを制止した

り、同原告らを保健室から退室させたりすることなく、被告都議らが同原告らに対して批判や非難をするのに任せたもので、被告都教委は、上記保護義務に違反したものである。このような被告都教委の不作為は、国家賠償法上違法というべきであり、被告東京都には、それによって上記原告らに生じた損害を賠償する責任がある。

(4) 被告都教委の原告教員らに対する違法な嚴重注意による名誉感情の侵害の主張について

嚴重注意は、人事上の処分ではなく、それ自体としては直接的な法律効果を生じさせるものではないが、一種の制裁的行為であって、これを受けた者の職場における信用評価を低下させ、名誉感情を害するものとして、その法的利益を侵害する性質の行為であり、被告都教委がそのような措置を執ったことが社会観念上著しく妥当を欠き裁量権を濫用したと認められる場合には違法となる（最高裁平成4年(ワ)第1011号同8年3月28日第一小法廷判決・裁判集民事178号1113号）。

主文第3、第4項記載の原告らに対する嚴重注意の理由とされた授業がされた当時、それらの授業が学校指導要領等に反するものであり、本件養護学校の児童生徒の発達段階を踏まえないものであることが明らかであったとはいえず、むしろ、被告都教委が作成した「性教育の手引」の記載には、それらが学習指導要領に反するものではないとの誤解を生じさせる部分もあった。被告都教委は、平成14年11月ころ以降に被告都議らから指摘を受けるまでは、本件養護学校等における性教育を学習指導要領等に違反するとして問題視した形跡がなく、本件養護学校の養護教諭らを講師に招いて開かれた校長会及び教頭会の研修会を共催するなど、評価をしていた。

本件嚴重注意は、本件性教育という授業内容そのものが不適切であることを理由とするものであるところ、性教育は、教授法に関する研究の歴史も浅く、創意工夫を重ねながら、実践実例が蓄積されて教授法が発展していくと

いう面があり、教育内容の適否を短期間のうちに判定するのは、容易ではない。しかも、いったん、性教育の内容が不適切であるとして教員に対する制裁的取扱いがされれば、それらの教員を萎縮させ、創意工夫による教育実践の開発がされなくなり、性教育の発展が阻害されることにもなりかねない。性教育の内容の不適切を理由に教員に制裁的取扱いをする場合には、このような点についての配慮が求められる。

前記のような事情のある本件において、被告都教委は、原告教員らの教育実践が学習指導要領等に違反し、児童・生徒の発達段階を踏まえていないとして嚴重注意をするのであれば、あらかじめ、「性教育の手引」を改訂したり、原告教員らに対する研修や助言・指導を行い、性教育の内容が児童・生徒の発達段階を踏まえたものかどうかを客観的に判断し得る基準を示すなどして、原告教員らにおいて本件性教育が学習指導要領に違反し、発達段階を踏まえたものでないことを認識し得る機会を与えるべきであった。

ところが、被告都議らによる指摘を受ける前には、抽象的に学習指導要領及び児童・生徒の発達段階に即した指導を行うべきことなどを通知するにとどまり、「性教育の手引」を改訂するなどして上記機会を与えることをしないまま、原告教員らに対して嚴重注意をするに至ったものであり、そのような被告都教委の行為は、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権を濫用したものであるとして、国家賠償法上違法であり、被告東京都には、それによって名誉感情を侵害された上記原告らに生じた損害を賠償する責任がある。

(5) その他の被告らの行為について

ア 被告都議らの行為

被告都議らが、都議会で本件性教育に関する質問をした行為、本件養護学校を視察した行為、本件養護学校の性教育用教材の展示会を開催した行為は、本件養護学校の性教育に対する「不当な支配」に当たるとはいえない。

イ 被告都教委の行為

被告都教委が、本件養護学校から性教育用教材を回収した行為、性教育の年間指導計画の変更を指導した行為、人事異動要綱に基づいて原告教員らを本件養護学校から異動させた行為は、本件養護学校の性教育に対する「不当な支配」に当たるとはいえない。

ウ 被告産経の行為

被告産経が本件養護学校の性教育に関して批判的な報道をしたことは、本件養護学校の性教育に対する「不当な支配」に当たるとはいえない。

2 争点2について

原告らが被告都教委に対して本件養護学校にあった教材の返還を求める訴えは、被告都教委に民事訴訟の当事者能力がなく、不適法である。被告東京都に対する教材の返還請求は、原告らには、その引渡しを請求できる権利がなく、理由がない。

3 争点3について

被告産経の本件養護学校の性教育に関する記事は、原告ら個人を特定できるものということとはできず、原告らの名誉を毀損するものとはいえない。

4 争点4について

ア 被告都議らから視察の際に侮辱を受けた主文第2項の原告教員については、各5万円が相当である。

イ 本件嚴重注意を受けた主文第3, 4項の原告教員については、各20万円が相当である。